

小 与 座 と 小 横 目

砂川 玄正 (宮古島市立図書館々長)

小与座は、蔵元・惣横目の配下にあつて、宮古に於ける警察・裁判の業務を職務とした。惣横目は2人で、1人は首里大屋子が兼務し、1人は平良3か村の与人の中から年功者の人柄・勤務・功績などを頭が調べ、物奉行を経て、三司官に具上し、国王が之を任命した。小与座は与人1人・定筆者1人(正規の役人で若文字から試験採用する)・筆者3人(1年期限で若文字から任用する)・加勢1人で組織され、その配下に農民から任用された12人の小与座作事が配置された。この小与座作事は、下里・西里・東仲宗根・西仲宗根の4か村から1人、荷川取村から2人、久貝・松原の両村から各3人、計12人が任用され、その中から大作事3人が選任された。彼らは、毎日、小与座に詰め、小与座・牢屋の警護、犯罪者の取り扱いなどの業務に従事した。更に各村には村役として小横目(各村2人)を任命・配置し、村人の規律の遵守・違反を監視させてその顛末を惣横目に報告させるシステムが取られていた。

小与座の職務分掌は『宮古島小与座公事帳』を基本とする。この公事帳は、雍正4年(1726年)から同6年(1728年)まで宮古島在番を勤めた志喜屋親方が作成し上意を得て公布したもので、後年は与世山親方(1768年)・翁長親方(1858年)・富川親方(1875年)らにより、時代に添って加除訂正がなされ公布されている。

この『宮古島小与座公事帳』の内容は、「日常業務」・「糺明之事」・「罪人支配之事」・「科人行様之事」・「流入付届之事」・「科定」・「小与役勤方心得之条々」・「蔵穀不足相立候者取扱之事」・「借物首尾方之事」・「兇俗締方之事」・「諸道具之事」・「勤星取立様之事」・「掃除締方之事」からなる。

この『宮古島小与座公事帳』が公布される以前の宮古島では、役人・百姓に不届きがあった場合は、在番・頭の権限で、寺入・科米・所替・免職・日晒・拷問・水責・流罪など行われていたようであるが、以後、在番・頭とも法を犯す者が出た時には充分に義理正道を以て糾明し、30日以下の寺入までの科料を職務権限の限度として、これに準じて科米・科牢・科鞭・日晒などの科目が定められた。

この『公事帳』の内容は、全般に涉つて弱い立場の犯罪者に対する配慮がなしている事に注視したい。例えば「①糺明の事柄により拷問しなければならない場合は、能々、吟味の上、1両座まで行うこと。拷問しながらも科人の氣力を窺いながら行うこと。できれば才覚を尽くして、拷問なしに糺明を遂げること。②70才以上15才以下の者が罪を犯した場合は、できるだけ現罰は控えて贖粟に引き替えること。③70才以上15才以下の者・片輪・病身の者は、憐恤を以て拷問を行わない法規であること。④日晒・科鞭の者で病身・老衰・懐胎など扱い難い者は贖粟に替えること。牢込人が病氣になった場合は医者をつけて治療を行い、牢屋での養生が無理と医者が判断した場合は、士族は親類・一門へ、百姓は親類・担当役人へ引き渡し、快気すれば牢屋に帰すこと。⑤牢込人の食事はすぐに取り次ぐこと。特に老・幼・病体の者には注意をはらい、食事は暖かく食べさせ、お湯などを与えて、全て飢えや寒さにあわない様に看護

すべきこと。⑥牢込人には時々見合わせて沐浴させること。⑦乳児のいる女が入牢した場合は乳児も一緒に入れること。流罪るざいとなって乳児も連れ渡りたいとの願いがあれば、乳児が成長するまでは願いの通り許可すること。」など、犯罪者の中でも弱者に対する憐恤の配慮や「罪を憎んで人を憎まず」の理念が貫かれている。

また、『宮古島諸締帳(抄)』によれば、各村には百姓から選任された惣横目配下の3人の小横目(村の監視役)が配置されていた。各村の小横目は「①平良5か村は毎月1日・15日に各家の清掃の有無を確認すること。各村では毎月1日・15日に井戸や道路の清掃を指示すること。②各村で喧嘩口論・怪我死・殺害・違法者・溢死・溺死などがあった場合は、確認に上、惣横目にその顛末を報告すること。村内で人家が火事に遭った時は、現場に立ち寄り、放火・怪我・火事の原因などを詳細に調べ、その原因を惣横目に報告すべき事。③毎年4月9日に稲や粟の成育・不成育・実付きの状況等を詳細に報告すべきこと。台風・早魃の際の被災状況を詳細に惣横目に報告すること。」など、村内で発生した事件や火事・規律違反・農作物の豊凶・自然災害の被災状況等を現場確認の上、惣横目に報告することを任務とした。

この項では、『宮古島小与座公事帳』『宮古島諸締帳(抄)』の中から必要事項を抜粋して小与座の大凡の業務内容・刑条・刑罰・刑執行・日常生活に於ける規則等を紹介し、これらを通して「近世宮古の各村における社会生活の様相」を少しでも究めたい。

1. 小与座の業務心得

〔日常業務〕

- ・小与座の役人構成は、与人1人・定筆者1人・筆者3人・加勢1人。その配下に大作事3人・作事9人の計12人を配置する。
- ・大作事・作事は、下里・西里・東仲宗根・西仲宗根の4か村から各1人、荷川取村から2人、久貝・松原の両村から各3人、計12を人柄を調べて任命し、勤務に応じて夫賃を免除する。
- ・毎日、四ツ(午前10時)に出勤し、八ツ(午後2時)に退座。繁多な時には刻限に構わず勤務すること。
- ・小与座で使用する筆・紙・硯は配分の通り所遣座から受け取ること。業務で夜勤する時の炉油は在番・頭へ申請・決裁を経て所遣座ところつかいざから受け取ること。
- ・火の用心には念を入れ、毎日、火を消した後は、与人・目差に首尾を報告すること。
- ・大風や近所に火事があった場合には、早急に座元に駆けつけ警護すること。出勤しない者は吟味ぎんみの上、科とがを申し付けること。
- ・役所は日頃から管理し、内外の掃除も結構に行うこと。床下に白蟻がついている場合もあるので、作事どもへ申し付けて月に1度は掃除すること。
- ・科米とがまいについては手形が済み次第、早急に所遣座へ提出すること。
- ・小与座の諸道具の作り替えや補修の経費は、在番・頭の決裁をへて、所遣座より受け取ること。
- ・後年、参考となる書類の類は1帳にまとめ、在番・頭の決裁を受けて引き継ぐこと。
- ・小与座の書類などの紙は全て芭蕉紙を使用すること。

- ・小与座の書類・帳簿類は毎年2・4・7・10月に虫払いを行うこと。
- ・正月元日・15日・冬至の蔵元に於ける朝の御拜の時は、筆者2人・作事4人、蔵元に出勤して下知方に勤めること。

[事件への対応]

- ・喧嘩口論けんかこうろんは軽易なことなので、一門・親類・組中で解決し、それでも解決しない場合は担当役人で解決すること。
- ・刃物で傷を負わせ或いは盗賊・殺害者など、法を妨げる者の類は、横目方又は誰でも口頭でいいから報告し、在番・頭立ち会いのもと逮捕すること。
- ・姦通かんつうの儀は他人が訴えた場合は取り上げないこと。肉親や兄弟又は家族の者が訴え出た場合は取り次いでもよいが、疑わしきものは取り次がないこと。
- ・横死おうし・溢死いっし・溺死できしの類は誰からでも届け出があれば、即時、在番・頭に報告し、その手続きを行うこと。
- ・訴訟を長引かせると訴訟人に迷惑をかけるので、少しでも速く滞りなく処理すること。訴訟した後、双方が和解した場合は取り下げること。

[犯罪者への対応]

- ・牢込人ろうごめにんが病気になった場合は医者をつけて治療を行い、牢屋での養生は無理と医者が判断した場合は、士族は一門・親類、百姓は親類か担当役人、流刑人は管轄の役人、下人下女は主人へ、快気すれば牢屋に帰す旨の書付を取って引き渡し、治療させること。牢屋から出したい者は、小与座で養生を行い、親子・兄弟・家族の者達に見舞いを許可すること。
- ・牢込人の食糧・着物は各家庭や身内の者に申し付けること。流人・地元の者で身寄りのない場合は管轄の村に申し付けること。
- ・逃亡者などで親類・管轄の村が分からない場合は、小与座から衣食を与えること。
- ・牢込人の食糧めいは門外で案内あんないを以て作事が取り次ぐこと。
- ・牢込人の賄まわいいは滞りなくすぐに取り次ぐこと。特に老・幼・病体の者どもには注意を払い、食事は暖かく食べさせ、お湯などを与えて、全て飢えや寒さにあわない様に看護すべきこと。家庭から賄いがない場合には、小与座から賄いを出しておき、後に無利子で返納をさせること。
- ・科人かみきを牢込する時は、髪差かみさし・添差そえさしは抜かず、帯回おびまわしを脱いで、親類へ賄い方を申し渡すこと。
- ・牢内で煙草を吸い、又は、牢屋の近辺で火を用いることは厳重に禁止すること。
- ・乳児のいる女が入牢した場合は乳児も一緒に入れること。流罪となって乳児も連れ渡りたいとの願いがあれば、乳児が成長するまでは願いの通り許可すること。
- ・牢込人には時々見合わせて沐浴もくよくをさせること。
- ・牢屋は毎晩、筆者の立ち会いのもと作事に改めさせること。
- ・斬罪えんざいと決まった場合は、牢屋にいる間は1日に新粟5合・古粟2合5勺づつを以て、小与座

で賄いを行うこと。

〔糺明の心得〕

- ・賞罰は御政道の根源であり、賞罰が不正だと万事の政務は成り立たず、重要なことである。宮古島では役人以下百姓に不屈とがむちきな事があった時には、在番・頭の権限で寺入・科米・科鞭やくきめんしよく ひざらし ごうもん みずげめ るざい・役儀免職・日晒・拷問・水責・流罪などを行っているとのこと。我が儘ままの挙動であり御政道の妨げである。以後、法を犯す者が出た時には、在番・頭とも十分に義理正道を以て糺明を遂げ、30日以下の寺入、且つ、右に準じて科米・科牢・科鞭・日晒などまでを行い、その経過報告いちりようさをしてくること。糺明の事柄により拷問しなければならない場合は、能々、吟味の上、1両座まで行うこと。その余の事は絶対に禁止の旨、乾隆15(1750)年に定められた趣旨を親疎なく守るべきこと。
- ・70才以上15才以下の者が罪を犯した場合は、現科は控えて贖粟しよくあわに引き替えること。
- ・30日までの科目を執行したら滞りなく王府へ報告すべきこと。
- ・糺明する役人は十分な義理正道の心掛けが専一である。是は同郷の者・彼は余所の者よそ、是は縁者・彼は他人と差別心をはさみ、顔の悪いのを妬み・顔の優しい者を悲しみ、口達者な者を怒り・威勢の有る者を怖れるなど、甚だいけないことである。糺明役人は少しも私心を挟はさまず全て義理正道に基づき糺明することが大切である。
- ・糺明の際、当該事柄の他に、煩わしい尋問・過去の事・関係者の質問などは戒めること。
- ・訴訟外の犯罪を自分がしたと申し出ても聞き捨てすべきこと。
- ・遺産の分配で兄弟喧嘩をし訴訟に及ぶような事は、人倫の乱れである。人間は一生に於いて、財産は求め易く兄弟は求め難いものである。財産の利により兄弟が不和になることは、至極くまい、愚昧の働きであり言語同断である。この趣旨を言い聞かせて成る可く和睦させ、財産も二人で相談して配分させるなど、和睦させる様にする話術が専ら重要である。親類・縁者の間にも財産の口論があった場合は、全て上記の料簡りょうかんが大切である。
- ・喧嘩や殴打で人を殺した者は、先に殴打したのは誰なのか吟味すべきである。絶命に及ばない時は傷の軽重を吟味すべきなので、手傷がどの程度なのか詳細に調べて報告すること。

〔糺明〕

- ・何か糺明事ができた時は前もって在番・頭・惣横目へ案内すること。
- ・糺明の当日は小与座の正面に刀を2本飾って置くこと。
- ・科人じんもんは尋問所の廂(ひさし)正面に縄で縛って掛けて置くこと。
- ・作事2人は科人の後方で浮道の左右両側に棒を持って伺候すること。尋問の時、科人が邪言を申し立て糺明の支障になる時は、役人の指示に従い、立ち寄って縄で縛り、或いは棒などを打ち鳴らして威嚇いかくすべきこと。
- ・作事4人の内2人は門の内側で浮道の両側に棒を持って伺候し、科人が門の内側に入る際は両手で押し上げ懐を探って通し門戸を閉じること。又、2人は門の外側に棒を持って伺候し、時々、小与座の周囲を走り回り、科人と関わり合いの者共とを内通させないよう、又、

- 門内に案内すべき用事のない者共の出入りを禁止すること。
- ・ 糺明事の大小に構わず、糺明係の面々が揃ったら、筆者は在番・頭・惣横目へ注進し、在番・頭・惣横目の立ち会いのもと糺明すべきこと。
 - ・ 糺明する時には、在番・筆者は「客居」、頭・首里大屋子は「主居」に並んで座り、与人は「六尺縁居」に着座して科人を尋問すること。
 - ・ 筆者1人は横折帳・硯箱を持って問元の与人の下で伺候し、科人・関わり合いの者共を廂の内側の土間正面に座らせ、両手を敷居に掛けさせて、姿勢を正させ、よそ見をしない様に伺候する。作事は科人に心を鎮めて白状する様に申し渡し、筆者は科人の姓名・村名・年令・人位・村役・住所・抱元などを書き留める。問元の与人は科人の様子を窺いながら訴訟の筋を尋問し、筆者は白状の趣旨の節々を書き留める。嘘を言い張って拷問しなければならない者は在番へ案内の上、執行すること。
 - ・ 科人で分限(地位・身分)の有る者には白衣を着せ大帯で袖を結わせること。関わり合いのない者共にはそれをしなくてよい。
 - ・ 出席した目差は与人の尋問の補足となるよう時々尋問すること。
 - ・ 在番・頭を始め出席した面々は、居る間に尋問の趣旨を理解した上で、科人を門から退かせ、検議をすべきこと。
 - ・ 拷問を始める時は、大作事が出てきて科人の股をきつく結び、足の上下に木を仕掛けて縄で加減しながら責めさせ、尋問しても白状しない者は更に縄を強く責めさせ目差・筆者が再尋問し、それでも白状しなければ拷問を以て穿鑿すべきこと。
 - ・ 作事4人は拷問の扱いに携わること。
 - ・ 拷問一座とは、1回乗って10回踏み転がすことであるが、拷問しながらも科人の氣力を窺って行くこと。拷問に耐え難く氣を失う者もいるので、能々、才覚を尽くし、拷問無しに糺明を行う様にすることが大切である。
 - ・ 70才以上15才以下の者・片輪・病身体の者共を糺明する時は、憐恤(憐れみ)を以て拷問を行わない法規となっているので、糺明の時は証拠・証跡を以て真偽を究めることが大切である。
 - ・ 糺明された者の内、肉親に預けておき糺明の際に呼び寄せる者もいるので、牢屋を出る時は、能々、吟味を行うこと。
 - ・ 糺明の儀は、大小軽重の区分をすることが必要である。重要な部分を把握して節々にその部分を洩らすことなく尋問すること。小事にこだわり事煩わしく尋問すると却って本末が混乱し、糺明に支障がおきるので、十分に工夫鍛錬を尽くして義理・節度・方便を以て糺明を遂げ、安易に無益の責めを行わない様に配慮するのが最も重要である。事馴れしないと支障が出てくる事もあるので、「科人間附書」を詳細に見て覚え、御用の筋を間違いなく執り行うよう心掛けること。

[科人支配の事]

- ・ 斬罪の刑の御手形が下されたら日柄を選び、執行の当日、在番・頭とも出席のもと、罪人

- ・^{しろいしょう}に白衣裳を着させ^{そで}袖を結わせて、小与座の庭に於いて筆者から罪科の趣旨を申し渡すこと。
- ・刑執行の時は、罪人の所在する村へ前日に執行の準備をさせておき、当日は担当の在番と在番筆者・頭・惣横目・小与座役人・筆者・作事とも全員揃って現場へ来ること。
- ・国王の誕生月並び歳日、毎月1日・15日、正月・5月・9月・6月中の節句の日、孔子の御降誕日の8月7日・釈迦の御降誕日の4月8日には刑の執行を遠慮すべきこと。
- ・作事1人は罪人の補縄を持ちまかり通ること。作事2人は刀を差して罪人の後ろからまかり通ること。他の作事2人は遺体火葬用の焼木を持ち役人の後からまかり通ること。
- ・執行する場所の穴掘り・刀取り人は罪人の所在する村に勤めさせること。穴の規模は直径5尺（約1、5 m）・深さ4尺（約1、2 m）である。

[科人行様の事]

- ・寺入10日、この科に準じて科^{こなあわ}粉粟6升先・科^{とがまつ}松100本・科^{とがむち}鞭5回・科^{ひざらし}牢3日・日晒1日とする。
- ・日晒・科鞭の者で病身・老衰・懐胎など扱い難い者は贖粟に替えること。罪状が重く贖粟に替えがたい場合は、懐胎人は産後100日を経過した後、現科を執行すること。
- ・日晒の科人は冬は四ツ（午前10時）から六ツ（午後6時）まで、春秋は九ツ（午後12時）から六ツ（午前6時）、夏は八ツ（午後2時）から執行すること。
- ・科人の^{かせかけ}枷掛・日晒の時は作事1人で処刑場に連れ出し、「刻限規定」の通り執行すること。科鞭の場合も罪状の重い者は処刑場、軽い者は小与座の庭で担当の在番筆者・頭の立ち会い及び見届けのもと執行すること。
- ・日晒の際の科人の飯米は牢屋人と同様である。
- ・科鞭^{かせごう}・枷号・科牢を申し付ける時は、小与座の庭に於いて筆者を以て罪科の内容を申し渡すこと。
- ・科鞭を行う時は、科人の^{かんとし}簪を抜き、^{そで}袖を^ゆ結わせ、作事がこれを^{むち}鞭打ちすること。

[科 定]

御法に背いて牛馬を殺した者

- ・士族の者は科松1000本。
- ・士族の女並び百姓は科米6斗先。
- ・組中の者で士族は祥雲寺に寺入10日。
- ・村の担当役人は科米6升先。

牛馬を盗み売り払った宿主

- ・士族の者は祥雲寺に50日の寺入
- ・士族の女並び百姓は科米3斗先。

時（トキ）・ユタ並び時（トキ）・ユタを頼んだ者

- ・時・ユタをする者は科米1石8斗先。
- ・時・ユタを頼んだ土族は科松3000本、百姓は科米1石8斗先。
- ・村の担当役人は科米1斗2升先。

[凶俗取り締りのこと]

- ・泥棒や不届きな者を逮捕した時は即時に小与座へ差し出すこと。自分で穿鑿^{せんさく}することは御政道の妨げとなるので禁止する。違背した当人は重科、管轄の役人・在番・頭にも責任が及ぶこと。
- ・病人は症状により乱言を言う者もいる。又、死霊の仕業だと言って死骨を焼き捨てる者もいる。生霊・死霊の儀については御教条で禁止されているので、右のような愚痴蒙昧^{ぐちもうまい}の行動がない様に役人で常に申し聞かせ、違反させた場合は、当人は勿論、管轄の役人にも責任が及ぶこと。

[掃除取り締りのこと]

- ・毎月1日と15日、平良5か村で行う掃除の儀については、小横目^{しょうよこめ}から報告があれば下記の通り取り締りを行うこと。
- ・屋敷内の樹木の枝が外向きに伸び見苦しい所は伐採する様に指示すること。
- ・1日と15日、屋敷内の掃除をしない者は、5日の寺入に準じて科米3升を申し付けること。
- ・石垣や道路・石粉はめ石・溝の耳などの破損箇所は即時に補修すべきこと。違反した者は掃除を行わない者と同様の罪科を申し付けること。大破し往来の妨げとなった場合は管轄の役人にも5日の寺入に準じて科米3升を申し付けること。
- ・ニガ竹の垣根は結び立てする程に萌え盛り見栄えも宜しくなり且つ重宝となる。荒立て放置し、往来の妨げになった場合は、掃除をしない者と同様の罪科を申し付けること。
- ・毎年10月1日、平良5か村中並び井戸を全て巡回し、掃除など不締の者を摘発して書付を以て惣横目方へ報告する様、小横目共に取り締り方を申し付けること。
- ・村内を馬に乗って通るのは禁止されている。諸方へ用事のある者は村はずれより乗馬する様に申し付けること。違反する者があった場合には見つけ次第、小横目へ即時、報告し、役人の子孫には5日の寺入に準じて科米を賦課し、百姓並び下人には科鞭5つを執行すること。
- ・各井戸は重要な用水なので、毎月1日、担当の役人は管轄の役人へ各井戸をさらう様に申し渡し、もしこれを守らず小横目から報告があった場合は、管轄の役人は5日の寺入に準じ科米を申し付けること。

2. 小横目（各村2人）の業務心得

- ①平良5か村の小横目は、任命されたら、在番・在番筆者・頭・惣横目の門まで挨拶に参上する事。
- ②諸村の小横目の交代の際は、百姓より3人、人柄を調べ、寄せ書きを以て惣横目に報告すべき事。法外の者と知りながら報告せず、外部から発覚した場合には、その科を申し付けるべし。

き事。

- ③小横目は、毎月14日・29日、惣横目の処に来て法律の趣旨を拝聞し、各村における法律違反の有無について、経過・結果を報告すべき事。
- ④平良5か村の小横目は、毎月1日・15日、各家の清掃の有無を確認し、清掃をしていない者は帳面に家名を記して、小与座・惣横目へ報告する事。
- ⑤各村の小横目は毎月1日・15日に井戸・道路の清掃を指示する事。
- ⑥各村の小横目は、毎年4月29日に稲・粟の生育・不生育の具合・実付きの様子などを詳細に報告すべき事。
- ⑦各村で喧嘩口論・怪我死・殺害・法を犯す者・溢死・溺死などがあった場合は、確認の上、即刻、惣横目方へ経過・結果を報告すべき事。賊害に遭った者は、その旨、申し出ること。
- ⑧村内で人家が火事に遭った時は、早速、立ち寄り、放火・怪我・火事の原因などを家主から詳細に聞き、原因を惣横目方へ報告すべき事。
- ⑨台風・早魃の災害に遭い作物を損失した場合には、詳細に惣横目にその経過・結果を報告すべき事。
- ⑩台風・早魃の災害に遭い作物を損失した場合には、詳細に惣横目にその経過・結果を報告すべき事。

史料編

みやこしまくぐみざくじちよう 『宮古島小与座公事帳（抜粋）』

一、与人売人 但、定役

訳・与人は1人、但し、定役である。

一、定筆者売人 但、代合之節者若文字中文筆算勘試之上可申付候。

訳・定筆者は1人。但し、交代の時は若文字の中から文筆・勘算の試験を行った上で申し付けるべきこと。

一、筆者三人 但、十二月代合ニテ若文字・仮若文字ヨリ人体見合可申付候。

訳・筆者は3人、但し、12月交代で若文字・仮若文字から人柄を撰び申し付けること。

一、加勢売人。但、十二月代合ニテ人体相調部両三人寄書ヲ以申出、在番頭印紙ヲ以申付印紙相済候日ヨリ翌年十一月中勤星貫候事。

訳・加勢は1人。但し、12月交代で人柄を調べ筆者3人の寄せ書きを以て申請し、在番の印紙（決裁）を以て申し付け、印紙（決裁）の日から翌年11月の期間に勤務すること。

一、役儀申付候者ハ在番・頭之所門迄致引合候事。

訳・役職を申し付けられた者は在番・頭の所門まで来て面会いたすこと。

一、大作事三人・作事九人・都合十二人、勤通ニテ免引之事。

附・下里西里東仲宗根西仲宗根合四ヶ村者一人宛、荷川取村者二人、野崎二ヶ村者三人宛、合十二人、六番二相賦二人宛昼夜可相勤候。尤、何歟ニ付代合之節者人柄見合申出、在番頭印紙ヲ以可申付候。

訳・大作事3人・作事9人、合計12人。勤務に応じて夫賃を免除する。

附、下里・西里・東仲宗根・西仲宗根の4か村は各1人ずつ。荷川取村は2人、野崎の2か村（久貝・松原）は各3人ずつ、合計12人。6班に分けて2人ずつ昼夜交代で勤めるべきこと。尤も何かにつき交代する時は、人柄を撰んで申請し、在番・頭の印紙（決裁）を以て申し付けること。

一、毎日四ツ出八ツ刻退座、繁務之節ハ刻限無構可相勤事。

訳・毎日四ツ（午前10時）に出勤し、八ツ（午後2時）に退座。繁多の時は刻限に構わず勤務すべきこと。

一、座印之儀、与人目差相封仕置毎朝兩人ニテ見届封解サシ候事。

附・何カニ付一人出勤無之内封解不申候テ不叶節者検見人相附出勤次第引合可致候。

訳・小与座の印は与人・目差で封印しておき、毎朝、両人の見届けて開封させること。

附・何らかの理由で1人出勤しない内に開封しなければならない時は、検見役を付けて開封し、1人が出勤し次第、報告すべきこと。

一、外公事并当病忌煩之方四ツ時前其訳書付ヲ以座元へ可申出事。

訳・外勤並び当日に病氣・忌中・煩いの者は四ツ（午前10時）前に座元に申し出る事。

一、小与座遣用之筆紙墨賦之通所遣座ヨリ可請取事。

訳・小与座使用の筆・紙・墨は配分の通り所遣座から受け取るべきこと。

一、御用ニ付夜仕事有之節炉油之儀差紙ヲ以在番頭印紙申請所遣座ヨリ可請取候事。

訳・業務で夜勤をする場合の炉油は、差紙を以て在番・頭の印紙（決裁）を申請し、所遣座から受け取ること。

一、火用心入念毎日消跡与人目差首尾可相届事。

訳・火の用心には念を入れ毎日消した後、与人・目差に経過・結果を報告すべきこと。

一、大風又者近所江出火有之節者早速座元馳寄警衛可致事。附・出勤欠之方茂吟味之屹ト其科可申付候。

訳・大風又は近所に火事があった場合は、早速、座元に駆けつけ警護すべきこと。

附・出勤しない者も吟味の上、必ずその科を申し付けるべきこと。

一、役所之儀平日入念見格護又者内外掃除結構二仕代合之砌御差図之通堅固請取渡可有之事。

附・床下白蟻付候儀モ可有之候間作事共へ申付月二一度掃除可為致事。

訳・役所は平日に念入りに監視・管理し、又は内外の掃除も結構に行い、交代の際は御指図の通り堅固に引き渡しをすべきこと。附・床下に白蟻がついている場合もあるので、作事共へ申し付けて月に一度掃除を行うべきこと。

一、在番頭へ可得差図公事者無間違番日番半毎二可差出事。附・急用之時何時モ可出候。

訳・在番・頭へ指図を得るべき業務は間違いなく日番・半番ごとに提出すべきこと。

附・急用の時はいつでも提出すべきこと。

一、小与座普請亦者修補之砌能々致見合何程相破候段委細差紙ヲ以問合座江可差出事。

訳・小与座の新築又は補修の際は、能々、確認致し、どれくらい破れている旨、詳細に差紙を以て問合座へ提出すべきこと。

一、科米之儀手形相済次第則々所遣座江可相届事。

訳・科米については手形が済み次第、早急に所遣座へ届け出すべきこと。

一、小与座入置諸道具作替并修補入目料之儀在番頭印紙ヲ以所遣座ヨリ可請取事。

訳・小与座に入れてある諸道具の作り替え並び補修の経費は、在番・頭の印紙を以て所遣座より受け取るべきこと。

一、以後見合相成候書付之類者一帳二書載置則々在番頭印押次渡可有之。

訳・後年、参考とすべき書類の類は1帳にまとめておき、即時、在番・頭の決裁を受け引き渡しすべきこと。

一、小与座置目二相成候書帳并御当地へ差上ス候諸帳諸書付之外万扣差紙等全テ島中ニテ者芭蕉紙可相用事。

訳・小与座に保管している書類・帳簿並び琉球へ差し上げる書帳簿・書類の他、万控の差紙など全て宮古島では芭蕉紙を使用すべき事こと。

一、小与座格護之者書帳毎年二四七十月虫払可仕候。尤、虫相附又者致失却候者バ屹ト咎目可申付事。附・年来久敷罷成字面分明無之候者ハ在番頭江申出書改問合座江差出在番頭印押格護可仕候。

訳・小与座保管の書類・帳簿は毎年2・4・7・10月に虫払いを行うべきこと。尤も虫が付き又は紛失した場合は必ず咎目を申し付けるべきこと。附・年月が経ち字面が分かりにくく

なった物は、在番・頭へ申し出て書き改めて問合座へ差し出し、在番・頭の押印の上、保管すべきこと。

一、後年見合相成候帳并書付之儀年号月日付儘ニ可相記事。

訳・後年、参考とすべき帳簿並び書類は年月日を確実に記すべきこと。

一、万書付ニ日付無之又者次書ニモ同日ノ書候儀不宜候間月日儘ニ可相記事。

訳・万書付に日付がなく又は次書にも同日日付の書もあり宜しくないので、月日は確実に記すべきこと。

一、物方入組并口論迄之儀者輕事候間、一門親類与中ニテ相片付、双方及張合決着難成候ハバ、嘆役人可相糺乍其上難糺取其訳申出候ハバ在番頭引合之上屹ト可相糺事。

訳・喧嘩や口論までは輕易なことなので、一門・親類・組中で解決し、双方とも張り合い決着が付き難い時は、担当役人で糺すべきこと。それでも尚、糺し難い時はその理由を申し出て在番・頭の立ち合いのもと必ず解決すべきこと。

一、刃物疵負或盜賊殺害人者不及申法外妨者之類ニモ品ニヨリ難致遅延儀者格別候間、横目方又者誰そ口上ニテモ申出候者バ則々在番・頭引合之上搦捕、書付之儀者後立ニテ可取次事。

訳・刃物で傷を負わせ或いは盜賊・殺害人は言うに及ばず、法を妨げる者の類は、事により遅延し難い事件もあり、特別であるので、横目方または誰か口上でもいいから申し出れば、即時、在番・頭の立ち会いのもと逮捕し、書付（書類）は後日取り次ぐべきこと。

附

一、姦通之儀他人ヨリ申出候共取揚間敷候。并、祖親兄弟又者一家中之者見究申出者之取次候。奸淫之儀証拠難取究儀ニ候間、タトヘ右面ニ之訴訟ニテモ疑敷儀共者取次間敷候。

訳・姦通の儀は他人から申し出があろうとも取り上げないこと。並び、肉親や兄弟又は家族中の者が確認して申し出た場合は取り次ぐこと。例え右の者共の訴訟であっても疑しきものは取り次がないこと。

一、横死溢死溺死之類者何方ヨリ茂申出次第、則々、在番・頭引相合可致其付届候。

訳・横死・溢死・溺死の類は、誰からでも申し出があれば、即時、在番・頭に報告し、その届出の手続きを致すべきこと。

一、何そ之儀に付訴訟申出候者バ能々致吟味、在番・頭へ得差函可取次、假令難取次儀ニテモ在番・頭案内之上可差返、小与座役人迄ニテ差返間敷事。

附・長々取置候テハ訟人及迷惑候間小モ無滞様取捌、尤、訟取次候後双方和談致取下之申出有之候者バ、糺取付居候共不差障儀者不及走込可為相下候。

訳・何かの件で訴訟の申し出があった場合は能々吟味して、在番・頭の指図を得て取り次ぐこと。仮に取り次ぎ難い件でも在番・頭へ報告の上差し返し、小与座役人の判断で差し返してはならない。

附・訴訟を長々と取り置くと訴訟人に迷惑をかけるので、少しでも速く滞りなく処理すること。尤も訴訟を取り次いだ後、双方が和解し取り下げの申し出があった場合は、糺明（審議）にかかっているも、支障のないものは取り下げるべきこと。

一、取次候訴訟之儀則々一帳二書載、在番・頭致行印、糺明相掛首尾方相済次第、在番印ニテ可消之若年中糺残シ事。有之候者バ年末取メ一紙書ヲ以テ在番・頭へ首尾可申出事。

訳・取り次いだ訴訟の件は、即時に一冊の帳簿に書き記し、在番・頭の押印を受け、糺明に取り掛かりその首尾方が済み次第、在番印を以てこの件を消し、数年間は裁判資料として残すこと。そうしたならば年末に「取メ一紙書」を以て在番・頭へ経過結果について報告を行うこと。

一、籠込人病気差発候者バ早速在番・頭引合之上医者相附為療治、若籠込ニテ養生難成由医者申出候者バ、系持者一門親類・百姓者親類并嚙役人・流人者嚙役人・下人下女者主人江引渡、快気次第可差出旨書付ヲ取候テ相渡可為療治事。

附・本文病人共外向江難差出者モ有之候バ牢外江召出小与座ニテ致養生、親子兄弟家人等へ役人検見之上見舞等可差免候。

訳・牢込人が病気にかかった場合は、早速、在番・頭に引き合わせの上、医者をつけて治療を行い、もし牢屋で養生ができないと医者の申し出があれば、士族は一門・親類、百姓は親類並び担当役人、流刑人は管轄の役人、下人下女は主人へ引き渡し、快気し次第、牢屋に帰す旨の書付を取って引き渡し治療させるべきこと。

附・本文の病人共で外部へ出し難き者があれば、牢屋の外に出し小与座で養生を行い、親子・兄弟・家族の者たちへ、役人の検見の上、見舞いなど許可すべきこと。

一、籠込人飯米并着物之儀各家内且人内之者ニ至人江可申付候。流人并地下人之者可与人不罷居候者バ構之村ニ可申付事。

訳・牢込人の食糧並び着物は各家庭や身内の者に申し付けるべきこと。流人並び地元の者で食糧を与える人がいない場合は管轄の村に申し付けるべきこと。

附

一、走者杯ニテ親類又者構之村モ不相知候者バ小与座ヨリ衣食共可与之候。

訳・家出人などで親類や管轄の村が分からない場合は小与座から衣食ともこれに与えるべきこと。

一、籠込人飯米之儀者門外ニテ案内ヲ以作事可取次候。

訳・牢込人の食糧は門外で案内を以て作事が取り次ぐべきこと。

一、牢人賄方無滞則々取次、就中、老幼病身体之者共氣ヲ付食事煖ニ喰サシ湯共与へ惣飢寒無之様可見合候。自然各家内ヨリ賄持参無之節者小与座ヨリ差出置無利返納可申渡候。訳・牢込人の賄い方は滞りなくすぐに取り次ぐこと。中でも老・幼・病体の者共に注意を払い、食事は暖かく食べさせ、お湯などを与えて、全て飢えや寒さにあわない様に看護すべきこと。自然、各家庭から賄いの持参がない場合は小与座から賄いを差し出しておき、無利子で返納を申し渡すべきこと。

一、科人籠込之砌髪差添差抜サス帯真ハシ脱テ召上、親類賄方申渡、其首尾出合之与人目差江可申出事。

訳・科人牢込めの際は、髪差し・添差しは抜かさず、帯回しは脱いで取り上げ、親類方へ賄い方を申し渡して、その経過・結果を立ち会いの与人・目差へ報告すべきこと。

附

一、籠内ニテ多葉ク呑又者牢近辺ニテ火用候儀、堅禁止可申付候。

訳・牢内で煙草を吸い又は牢近辺で火を用いる儀、堅く禁止を申し付けるべきこと。

一、乳子持合候女致牢舎候節者乳子可召付候。若流罪ニ相及乳子列渡度申出候者バ其子致盛長候間者如願可申付候。

訳・乳児のいる女が入牢した場合は乳児も一緒に入れること。もし流罪となって乳児も連れ渡りたく申し出があれば、乳児が成長する間は願いの如く許可すること。

一、牢人出入之節横折帳相調、何月何日入牢出牢ノ書記、出入共則々在番印可押置候。

訳・牢人が牢屋を出入りする際は「横折帳」を調べ「何月何日に入牢・出牢」を書き記し、出牢・入牢ともすぐに在番の印を押印しておくべきこと。

一、牢人之儀、時々見合沐浴可為致候。

訳・牢人の儀、時々、見合わせて沐浴をさせること。

一、牢屋之儀、毎晩筆者立合作事ニ相改サシ、与人目差之間印形ヲ以封切可致置候。

訳・牢屋の儀、毎晩、筆者の立ち会いのもと作事に改めさせて、与人・目差いずれかの印形で封印して置くこと。

一、斬罪相究候者バ籠舎中日ニ能粟五合先宛故実粟二合五勺宛ニテ、小与座ヨリ可賄事。

訳・斬罪と決まれば、牢屋にいる間は1日に新粟5合づつ・古粟2合5尺づつを以て、小与座で賄いを行うこと。

一、元日十五日冬至於蔵許朝御拜之時、筆者二人・作事四人罷出下知方可相勤事。

訳・正月元日・15日・冬至の蔵元に於ける朝御拜の時は、筆者2人・作事4人、蔵元に出勤

して下知方に勤めること。

糺明之事（抜粹）

一、賞罰之儀御政道之根源二候。若賞罰不正候得者万事之政務不相立節ニテ大切成事候。

然処其島役人以下百姓男女何力不屈之儀有之節在番頭了簡迄ニテ、或寺入科米科鞭杯申付或居所替或役儀押テ為断或日晒或拷問或水責或流罪等相行候由聞得之趣有之。我侭之挙動御政道之妨甚不可然候条ケ様之儀一向可被召留儀候得トモ、遠海之事ニテ細少之事迄悉御当地及御問合候テハ却テ事煩敷相成候故、向後、法外之者致出来候者バ在番頭随分義理正道ヲ以テ遂糺明、三十日以下之寺入且右ニ準科米科牢科鞭日晒等迄者相行其届可申越候。尤糺明之品ニヨリ拷問不申付候テ不叶節者、能々吟味之上一両座迄者是又可召行候。其余之儀者絶テ御禁止之旨乾隆十五年午年被仰下置趣弥無緩疎可相守事。

訳・賞罰は御政道の根源である。もしも賞罰が不正だと万事の政務は成り立たず、大切なことである。けれども、その島の役人以下百姓男女は何か不屈きな事があった時には在番や頭の権限で寺入・科米・科鞭などを申し付け、或いは、住所替え・役儀免職・日晒・拷問・水責・流罪などを行っているとの噂が聞こえている。我が侭な挙動であり、御政道の妨げ甚だしく、そうあってはならないので、この様な事は禁止してあるけれども、遠海のことなので細かい事まで悉く王府に問合して来ては却って煩わしくなるので、以後、法を犯す者が出た場合には在番・頭とも充分に義理正道を以て糺明を遂げ、30日以下の寺入り、且つ、右に準じて科米・科牢・科鞭・日晒などまでを行いその届けを報告してくること。尤も、糺明の事柄により拷問を申し付けなければならない場合は、能々、吟味の上、一両座までは召し行ふべきこと。その余の儀は絶対に禁止の旨、乾隆15（1750年）に仰せ下され置かれた趣旨を緩疎なく守るべきこと。

附

一、七十歳以上十五歳以下之者罪科仕出候節者現科不申付惣テ贖粟引替可申付候。

訳・70才以上15才以下の者が罪を犯した場合は、現科を申し付けず全て贖粟に引き替えて申し付けるべきこと。

一、本文三十日迄之咎目召行其首尾無滞可申越候。

訳・本文30日までの科目を執行したら滞りなく王府へ報告すべきこと。

一、糺明方役二者随分義理正道之心掛専一候。自然是者同郷彼者他所是者縁者彼者他人ト心ニ差別ヲ差挟或顔悪敷者ヲ妬ミ又顔優敷者ヲ悲ミ或者口才之者ニ不凶怒ヲ発或威勢有之人ヲ惶候儀有之候テハ甚以不可然儀二候。少モ不挟私心全義理正道ニ相糺候儀可為肝要事。

訳・糺明方役人は充分な義理正道の心掛けが専一である。是は同郷の者、彼は余所の者、是は縁者、彼は他人と心に差別を差し挟み、或いは顔の悪い者を妬み、又、顔の優しい者を悲しみ、或いは口達者な者には不凶怒りを発し、或いは威勢の有る人を怖れるなど、そうあって

は甚だいけないことである。少しも私心を挟まず全て義理正道に基づき糺明することが大切なことである。

一、糺明之砌差当候事之外何歟ト事煩敷問尋或為過去事ヲ取立或係合之者連多人数召出問尋候儀共、吹毛求疵之働甚不可然候間此儀克々可相戒事。

附・訟書外之非分自分ニテ申披候共可聞捨候。然共依事是非其糺無之候テ不叶儀者格別候間能々吟味可有之儀二候。

訳・糺明の際、当該事柄の他、何かと煩わしい尋問、或いは過去の事を取り立て、或いは係合わせの者として多人数出てきて質問するなどの儀、「毛を吹き疵を求める」の働きで甚だいけないことである。この事についてはよくよく戒めるべきこと。

附・訴訟外の非分も自分のした事と申し出ても聞き捨てすべきこと。けれども事に依り是非ともその糺明が必要な場合には特別なので能々吟味すべきこと。

一、父死後遺物配分杯之儀ニ付テ兄弟口論仕出及訴訟候儀、人倫之乱別テ如何之至候。父至死後者猶以兄ヲ敬何事モ兄下知次第ト畏入候者バ兄モ友愛ヲ加口論等二者不相成処、兎角兄ヲ敬之心薄所ヨリ多分事起候。又、兄モ父死後二者弥以弟可隣愍之処薄々之ニテ誠ニ為兄之道ニアラズ候。人間一生涯之間財物者求得易兄弟ハ難求者二候処、財利之故ヲ以難求兄弟不和相成候儀、至テ愚昧之働言語道断之趣委敷申聞可成程為致和睦、右遺物モ彼者共相談之上為致配分随分令和睦候様二口之儀專要候。乍此上是非不請付候者バ両方実否相糺問附書ヲ以可申越候。兼テ此了簡可為肝要事。

附・親類縁者之間ニテモ財利之口論仕出候者バ皆件之了簡肝要二候。

訳・父の死後、遺産配分などで兄弟口論し訴訟に及ぶような事は、人倫の乱れで特に如何の至りである。父が死んだ後はなお以て兄を尊敬し何事も兄の指示次第と畏敬すれば、兄も友愛を加え、口論などするものでない。兎角、兄を尊敬する心が薄い所から多分に事が起きたのである。又、兄も父の死後には弟を憐憫すべきであるが、その心が薄くなり誠に兄としての道ではない。人間は一生涯の間、財産は求め得やすく兄弟は求めが難いものである。財産の利により求め難い兄弟が不和になることは、至極、愚昧の働であり言語同断である。この趣旨を詳細に言い聞かせ成る可く和睦して、右の財産も二人で相談して配分し、随分、和睦させる様にする話術が専ら重要である。その上でどうしても受け入れなければ両方の実否を糺明し問附書を以て報告すべきこと。常にこの料簡を持つことが大切である。

附・親類・縁者の間にも財産の口論があった場合は全て上記の料簡が大切である。

一、喧嘩打擲ニテ人ヲ殺候者打擲之以先後御吟味可有之候間、両三人組合人ヲ毆絶命サシ候節穴所ニ重傷ヲ負候者何某又者相企候張本何某抑張本連茂無之与風喧嘩仕出何レモ穴所毆則絶滅サシ候節者穴所手ヲ下候者且日ヲ過死候時者何某何所之依痛死候訳且致乱毆先後輕重不差知節者口論引出候者何某ト悉ク相糺問附二書記可申越候。

但、不及絶命節者疵之淺深御吟味可有之候間何某々ニ手疵何程ケ悉ク取究可申越事。

訳・喧嘩や打擲（殴打）で人を殺した者は先に殴打したのは誰か吟味すべきなので、3人組で人を殴り絶命させた時は急所に重傷を負わせた者は何某、又は企てた張本人は何某、抑も張本人はいなくて何はともなく喧嘩となり急所を殴って絶命させた時は手を下した者、且つ日を過ぎて死亡した時は何某が何処でこの痛みにより死亡した旨の理由、且つ、殴打した者の後先・怪我の軽重が分からない時は口論を仕掛けた者は何某と詳しく糺明し問附書に書き記して報告すべきこと。

但し、絶命に及ばない時は傷の軽重を吟味すべきなので、何某に手傷がどの程度であるか、詳しく取り究めて報告すべきこと。

一、平等所江罪人之届申越候御物奉行所江モ首尾方可申越事。

訳・平等所へ罪人を届けにきた時は、御物奉行へも経過・結果を報告すべきこと。

一、何歟糺明事致出来候節前以在番頭惣横目江案内可有之事。

訳・何か糺明事ができた時は前もって在番・頭・惣横目へ案内すべきこと。

一、糺明之当日座之正面刀二本可飾置事。

訳・糺明の当日は座の正面に刀2本飾って置くこと。

一、科人間所廂正面差縄二筋可掛置事。

訳・科人は尋問所の正面に縄で縛って掛けて置くこと。

一、作事二人科人之後浮道左右棒持伺公仕事。

附・役人ヨリ問届候御能々気を附居科人何歟邪言ヲ申立其理通不申糺明之煩罷成候節役人沙汰次第早速立寄或縄共差或棒杯打ナラシ威ヲ振候様可致事。

訳・作事2人は科人の後方で浮道の左右に棒を以て伺候すべきこと。

附・役人から尋問があった場合は能々気を付けていて、科人が何か邪言を申し立てそれが理に合わず糺明の支障になる時は、役人の沙汰次第、早速、立ち寄って縄で縛り、或いは、棒などを打ち鳴らして威嚇すべきこと。

一、作事四人内二人者門之内涯浮道之両方棒持伺公、科人門内入候砌両手押上サクリイタシ差通門戸可閉候。且又、二人者門之外涯棒持伺公、時二小与座外圍走回科人并係合共内通サシ不申様又者門内江用事方案内ヲ以可相違候無用之者共出入一向可召留事。

訳・作事4人の内2人は門の内側で浮道の両側に棒を持って伺候し、科人が門の内側に入る際は両手で押し上げ懐を探って通し門戸を閉めること。且又、2人は門の外側に棒を持って伺候し、時々、小与座の周囲を走り回り、科人と関わり合いのある者共とを内通させないよう、また門内へ案内を以て達すべき用のない者共の出入りは一切禁止すべきこと。

一、糺明事之儀、大小無構在番頭惣横目出会相糺候模候間、糺明係之面々相揃候者バ筆者ヲ以注進可有之事。

訳・糺明事の儀は大小に構わず在番・頭・惣横目の立ち会で糺明する規則になっているので、糺明係の面々が揃ったら筆者から在番・頭・惣横目へ注進すべきこと。

一、糺明之時、在番并筆者ハ客居、頭首里大屋子惣横目ハ主居列座、与人者六尺縁主居、目差ハ客居着座ニテ科人召出可問尋事。

訳・糺明の時は在番並び筆者は「客居」、頭・首里大家古・惣横目は「主居」に並んで座し、与人は「六尺縁主居」、目差は「客居」に着座して科人を召し出し尋問すべきこと。

一、筆者一人横折帳硯箱持問元之人下伺公、科人并係合之者共廂之内土地正面ニ居シ、両手敷居ニ掛越不曲側目不仕様伺公サシ心ヲ鎮晴目申出候様作事申渡、筆者ヨリ科人姓名村付男付現歳付位付役付居分抱元ニ至リ書留、問元与人科人気前見伺訟書之筋問書晴目之趣節々筆者ニテ即々書留、偽ヲ構是非不及拷問候テ不叶者ハ在番江案内之上可召行事。

訳・筆者1人は横折帳・硯箱を持って問元与人の下で伺候し、科人・関わり合いの者共を小与座廂（ひさし）の内側の土間正面に座らせ、両手を敷居に掛けさせて、姿勢を正し、よそ見をしない様に伺候し、心を鎮め白状する様に作事から申し渡し、筆者は科人の姓名・村名・男の年令・人位・村役・住所・抱元などを書き留め、問元の与人は科人の様子を伺いながら訟書の筋を尋問し、白状の趣旨の節々を筆者は即時に書き留め、嘘を言い張って拷問をしなければならぬ者は在番へ案内の上、執行すること。

附

一、科人之儀、其分限有之者共白衣着大帯ニテ袖結サシ可申候。係合之人ハ不及其儀。

依品六尺縁ニテモ可尋候。

訳・科人の儀、その分限（地位や身分）のある者共には白衣を着せ大帯で袖を結わさせるべきこと。関わり合いの者はそれをしなくてよい。事によっては六尺縁にても尋問すべき事。

一、出席之目差ハ与人問附筋補ニ可相成様間々可問附候。

訳・出席した目差は与人の尋問の補足となるよう時々尋問すべきこと。

一、在番頭ヲ始出席之面々気ヲ付罷在問問付之趣向存等モ有之候者バ科人門御引シ候テ僉儀可有之候。

訳・在番・頭を始め出席の面々は気を付け、居る間に尋問の趣旨を理解した上で、科人を門から退かせ、検議をすべきこと。

一、拷問仕掛之時大作事罷出、科人股結菰、木足上下仕掛、縄ニテ加減責サシ候而問尋白状不致候者バ又縄強責置サシ、目差筆者罷在相尋乍其上白状不致候者バ拷問ヲ以可致穿鑿

候。

訳・拷問を始める時は、大作事が出てきて科人の股をきつく結び、足の上下に木を仕掛けて縄で加減しながら責めさせ、尋問しても白状しない者は、又、縄を強く責めさせて目差・筆者が再尋問し、それでも尚白状しなければ拷問を以て穿鑿いたすべきこと。

一、作事四人ハ扱ニ可相携候。

訳・作事4人は拷問の扱いに携わること。

一、拷問一座トハ一登十度踏転カシ候。尤、其内ニモ科人氣根見計可召行候。

訳・拷問一座とは1回乗って10回踏み転がすことである。尤も、拷問しながらも科人の氣力を窺っておこなうこと。

一、拷問者依氣根忍兼無是非越度罷成者モ有之候間、能々才覚ヲ尽拷問無ニ糺明相掛候儀可為肝要候。

訳・拷問は氣力により耐え難く氣を失う者もいるので、能々、才覚を尽くし拷問無しに糺明を行うことが大切である。

一、七十歳以上十五歳以下且片輪并病身体之者共糺明之節者、憐恤儀ニテ拷問不致法儀ニテ候。右者共糺明之節ハ夫々之証拠証跡ヲ以実否取究候儀可為肝要候。

訳・70才以上15才以下の者、且つ、片輪・病身体の者共を糺明する時は、憐恤（哀れみ）を以て拷問を行わない法規となっている。右の者共の糺明の時は、それぞれの証拠・証跡を以て真偽を究めることが大切である。

一、訴本并逢披露候者親族又ハ他人ニテ茂親敷相交且仇怨有之者其訳申出糺方遠慮可有之候。

訳・訴訟人並びに訴えられた者の親族または他人でも、親しく交り且つ仇怨のある者がその理由を申しでも、その糺明方は遠慮すべきこと。

一、牢舎ニテ長々召置候苦当人ハ不及申其家内大粧成痛可罷成候。剩係合之者糺明不相遂内ハ銘々職事致忘却人民之疲不輕儀候間、早速糺明取付事之是非相遂候儀可為肝要事。

訳・牢屋に長く籠められている苦痛は、当人は言うに及ばずその家庭も大変な苦痛である。加えて関わり合いのある者は糺明が完結しない内は、各自、仕事も忘れて、却って人々の疲労も重いので、早急に糺明事項の是非を結定することが重要である。

一、及糺明候者之内親類江預置糺明之砌召寄候而可相濟者モ可有之候間牢出之節能々吟味可有之事。

訳・糺明された者の内、肉親へ預けておき糺明の際に呼び寄せる者があるので、牢屋を出るとき

は、能々、吟味を行うこと。

一、筆者二人并作事二人者小与座屋敷之内所々科人居シ置候所又者外圍石垣ヨリ内通サシ不申様能々氣ヲ付検見可仕事。

訳・筆者2人・作事2人は小与座の屋敷内の所々・科人を座らしてある所、又は周囲の石垣から内通させないよう、能々、気を付けて検見すべきこと。

一、糺明之儀、大小軽重之差分ケ、無之候テ不叶儀候。題目糺明之大法ハ肝要之所握出節々事洩無之様問掛、尤、少事之儀ニ相泥事煩敷尋問ハ却テ本末混乱致糺明之煩可相成候間、随分工夫鍛錬ヲ尽義節方便ヲ以糺明相遂、軽々敷無益之責無之様取計候儀最要候、乍不申事馴無之候テハ差支申事候衆徒跡々之科人間附書ヲモ委敷見覚居何トそ御用筋無間違相弁候様可心掛候。

訳・糺明の儀は、大小軽重の区分をすることが必要である。題目の究明の要領は、重要な部分を把握して節々にその部分を洩らすことなく尋問すること。尤も小事にこだわり事煩わしく尋問すると却って本末が混乱し、糺明に支障がおきるので、十分に工夫鍛錬を尽くして義理・節度・方便を以て糺明を遂げ、軽々しく無益の責めを行わない様に配慮するのが最も重要である。申さずながら、事馴れしないと支障がでてくる事もあるので、以前からの「科人間附書」をも詳しく見覚えておき、何卒、御用の筋、間違いなく執り行うよう心がけるべきである。

罪人支配之事

一、斬罪人之儀、御手形下候者ハ日柄見合支配当日在番頭出席ニテ罪人白衣裳着袖結サシ於小与座庭筆者ヲ以罪科之趣可為申渡事。

訳・斬罪の儀、御手形が下されたら日柄を撰び、執行当日、在番・頭出席のもと、罪人に白衣裳を着させ袖を結わせて、小与座の庭に於いて筆者から罪科の趣旨を申し渡すべきこと。

一、右同之時配所之村江前日其仕組サシ置当日構之在番筆者・頭・惣横目・小与座役人・筆者・作事惣揃ニテ差越候事。

訳・刑執行の時、罪人の所在する村へ前日に執行の準備をさせておき、当日は担当の在番筆者・頭・惣横目・小与座役人・筆者・作事とも全員揃って現場へ来ること。

附

一、上々様誕生月并御歳日ニハ遠慮可有之候。

訳・国王様の誕生月並びに歳日には刑の執行は遠慮すべきこと。

一、毎月朔日十五日折目々々并節句之日正五月九月又者六月中右同断。

訳・毎月1日・15日の折目、正月・5月・9月・又は6月中の節句の日、右と同じ。

一、孔子御降誕日八月廿七日。釈迦御降誕日四月八日右同断。

訳・孔子の御降誕日の8月27日。釈迦の御降誕日の4月8日。右と同じ。

一、御禁断日右同断

訳・御禁断の日。右に同じ。

一、作事一人罪人捕縄取可罷通候。

訳・作事1人は罪人の捕縄を取りまかり通るべきこと。

一、作事二人刀差候而罪人 後ヨリ右同断。

訳・作事2人は刀を差して罪人の後からまかり通ること。

一、同二人焼木持役人後ヨリ右同断。

訳・作事2人は遺体火葬用の焼木を持ち役人の後ろからまかり通ること。

一、支配所穴掘并刀取人者罪人構之村ヨリ引請可相勤候。尤穴之儀差渡五尺深サ四尺。

訳・執行する場所の穴掘り並び刀取人は罪人の所在する村に引き受けさせ勤めること。

尤も、穴の儀は直径5尺(約1, 5 m)・深さ4尺(約1, 2 m)である。

科人行様之事

一、寺入十日準科粉粟六升先・科松百本・科鞭五ツ・科籠三日・日晒一日之事。

訳・寺入10日に準じて科粉粟6升先・科松は100本・科鞭は5回・科牢は3日・日晒は1日行うこと。

一、日晒科鞭之者或病身或老衰或懐胎ニテ難扱者ハ贖粟二可召替候。尤情罪重其通ニテ難差通候者ハ懐胎人者産後百日過現科可申付事。

訳・日晒・科鞭の者で病身・老衰・懐胎で扱い難い者は贖粟に替えること。尤も罪情が重く贖粟に替えることができなければ、懐胎人は産後100日を経過した後、現科を執行すべきこと。

一、日晒科人冬者四ツヨリ六ツ迄春秋者九ツヨリ六ツ迄夏者八ツヨリ召行候事。

訳・日晒科人は冬は四ツ(午前10時)から六ツ(午後6時)迄、春秋は九ツ(午後12時)から六ツ(午後6時)まで、夏は八ツ(午後2時)から執行すること。

一、科人枷掛日晒之時作事一人晴場江列出刻限御定之通召行候。尤科鞭之儀モ情罪重者ハ晴場、軽者ハ小与座庭ニテ構之在番筆者頭出合見届可申付事。

訳・科人の枷掛・日晒の時は作事1人で処刑場に連れ出し、「刻限御定」の通り執行すること。尤も科鞭の場合も罪情の重い者は処刑場、軽い者は小与座の庭で担当の在番筆者・頭の立ち

合い・見届けのもと申し付けるべきこと。

附

一、日晒之砌飯米之儀籠舎人同断。

訳・日晒の際の飯米は牢屋人と同じ。

一、科鞭枷号科牢申付候刻於小与座庭二筆者ヲ以科之趣可申渡候。

訳・科鞭・枷号・科牢を申し付ける時は、小与座の庭に於いて筆者を以て罪科の内容を申し渡すべきこと。

一、科鞭召行候時科人簪抜袖結サシ作事可打之候。

訳・科鞭を行う時は科人の簪を抜き、袖を結わせ、作事がこれを打つべきこと。

科 定

御法相背牛馬殺候者（訳・御法に背き牛馬を殺した者）

一、系持之方者科松千本。

訳・士族の者は科松 1000 本

一、同女并百姓者科米六斗先。

訳・士族の女並び百姓は科米六斗先。

一、与中之者系持者祥雲寺江十日宛寺入。

訳・組中の者で士族は祥雲寺に 10 日の寺入。

一、同系持女并百姓者科米六升先宛。

訳・組中の者で士族女並び百姓は科米 6 升先づつ。

一、所之囃役人者科米六升先宛。

訳・村の担当役人は科米 6 升先宛。

牛馬盗取売支配サシ候宿主（訳・牛馬を盗み売りはらった宿主）

一、系持之方ハ祥雲寺江五十日寺入。

訳・士族の者は祥雲寺に 50 日の寺入。

一、同女并百姓者科米三斗先宛。

訳・士族の女並び百姓は科米 3 斗先宛。

時ヨタ并用候者（訳、時・ユタ並び時・ユタを頼んだ者）

一、時ヨタ之儀段々人ヲ申誑牛豚鳥之類殺サシ造作ケ間敷百姓及困窮候由相聞ヘ甚不可然事候。依之達上聞、公義ヲ始時ヨタ用候儀一切令停止候。若違背之者於有之者左通屹ト罪科可申付事。

訳・時・ユタは、段々、人を誑かし、牛・豚・鶏の類を殺させて造作著しく百姓が困窮に及んでいるとのこと。大変いけないことである。これは上聞にも達している。公儀であろうとも、時・ユタを用いることは一切禁止する。若し違反する者がいたら左の通り必ず罪科を申し付けるべきこと。

一、時ヨタ仕候者科米壺石八斗先。

訳・時・ユタをする者は科米1石8斗先。

一、同用候者系持之方者科松三千本、百姓者科米壺石八斗先。

訳・時・ユタを用いた士族の者は科松3000本、百姓は科米1石8斗先。

一、右者共与中系持之方者科松千本宛、百姓者科米六斗先宛。

訳・右の者共、組中の士族の者は科松1000本、百姓は科米6斗先づつ。

一、所之嚙役人者科米一斗二升先宛。

訳・村の役人は科米1斗2升先づつ。

右之通可召行旨雍正六申年被仰下置候通堅可相守事。

訳・右の通り行うべく雍正6年(1728年)に仰せ下された通り堅く守るべき事。

兇俗締方之事

一、嚙所之者共、何敷公事方二情候トテ役人并携之者ヨリ取付無理二非法二責扱甚自儘之仕形不宜儀候。自然、役人申付不請付者ハ、則々在番頭江申出、何分爲致取計候様可申渡置事。

訳・管轄の者共が何か公事方を怠ったとのことで、役人や係の者が無理に捕まえて非法に責め扱うのは甚だ自分勝手な行動でいけないことである。自然、役人の命令に従わない者は即時に在番・頭へ報告し何らかの取り計らいを致すよう申し渡すこと。

一、盗人并何敷不届之者共捕付候者ハ則小与座江差出可申之处、自分ニテ致穿鑿候迎或木之枝釣揚足杯二石ヲ提或乍縛打擲其外段々相シタキ為及絶命候者多々有之。従跡々堅締方被仰渡置候処今ニ右仕向不差止甚御政道之妨候間、向後当人ハ重科、嚙役人在番頭ニモ可爲越度之条聊緩之儀無之様兼々可申渡置事。

訳・泥棒や何か不届きの者共を逮捕したら即時に小与座へ差し出すべき処、自分で穿鑿するといつて、木の枝に釣り上げ足などに石を下げ、或いは縛りながら殴打し、その他、虐待して絶命に及んだ者も多くいる。以前から厳しく取締方を仰せ渡してあるが、今になおその行い

を差し止めず甚だ御政道の妨げとなっているので、以後、当人は重科、管轄の役人・在番・頭にも落度の責任があるので、聊かも気を緩めることがない様、申し渡しておくべきこと。

一、病人之儀依病症色々乱言仕候者モ有之候処、却テ死霊之惱ト心得違死骨焼捨候者出来咸豊六辰年間附書ヲ以申越有之候。然者生霊死霊之儀二付テハ先年御条書ヲ以被仰渡置候処其汲置無之甚御政道之妨候間、右体愚痴蒙昧之仕形無之様嘸役人ニテ毎度申聞、自然於令違反者当人ハ勿論嘸役人江モ可為越度之条其旨趣堅可申渡置事。

訳・病人は病症により色々乱言を言う者もいるが、また、死霊の仕業と勘違いして死骨を焼き捨てる者もあり、咸豊6年(1856年)に問附書を以て報告してきた。生霊・死霊の儀については先年に御条書を以て仰せ渡してあるが、その意を汲み取らず甚だ御政道の妨げなので、右の様な愚痴蒙昧の行動がない様に管轄の役人で常に申し聞かせ、自然、違反させた場合は、当人は勿論、管轄の役人にも落度の責任があるので、その趣旨を厳重に申し渡しておくこと。

掃除取締方之事

一、毎月朔日十五日平良五ヶ村掃除之儀小横目ヨリ見届申出候者ハ左之通締方可申付事。

訳・毎月1日・15日、平良5か村の掃除の儀、小横目から確認して報告があれば、左の通り、取り締まりを申し付けるべきこと。

附

一、屋敷内樹木枝外向江差掛リ見苦敷所ハ伐取候様可致下知方候。

訳・屋敷内の樹木の枝が外向きに伸び見苦しい所は伐り取る様に指示すべきこと。

一、朔日十五日屋敷内外無掃除之方五日之寺入、準科米三升可申付候。

訳・1日・15日、屋敷内外の掃除をしない者は5日の寺入、5日の寺入に準じて科米3升を申し付けるべきこと。

一、石垣并道路石粉バミ石溝耳石等之損所則々可致修補旨嘸役人江申渡置候間気ヲ附下知イタシ違背之方ハ不払除之者同科可申付事。

附・及大破往来之妨相成候者ハ嘸之役人モ五日之寺入ニ準科米三升宛可申付候。

訳・石垣や道路・石粉はめ石・溝の耳石などの破損箇所は即時に補修すべき旨、管轄の役人へ申し渡してあるので、気を付けて下知を行い、違反する者は掃除をしない者と同様の罪科を申し付けるべきこと。

附・大破に及び往来之妨げとなった場合は管轄の役人にも5日の寺入に準じて科米3升を申し付けるべきこと。

一、ニカ竹垣ハ結立候程萌モリ見分宜且重宝相成候間不障場所ハ不致切詰結構結立サシ候様嘸役人江申渡置候。若無其儀荒立置往来之障相成候者ハ不掃除ノ者同科可申付事。

訳・ニガ竹の竹垣は結び立てする程に萌え盛り見栄えも宜しく且つ重宝となるので、支障のない場所では切り詰めず結構結び立てさせる様に管轄の役人へ申し渡してある。若し、その儀なく荒立て放置し、往來の支障になった場合は、掃除をしない者と同様の罪科を申し付けるべきこと。

一、豚放飼候儀御法度候間牧江籠置可為飼立旨嚙役人江申渡、若違背之者於有之ハ不掃除之者同科可申付事。

訳・豚の放し飼いは禁止されているので、牧へ籠め置き飼育すべき旨、管轄の役人へ申し渡し、若し違反する者があった場合は掃除をしない者と同様の罪科を申し付けるべきこと。

一、毎年十月朔日平良五ヶ村中并河々致惣廻掃除彼是不締之方取出書付ヲ以惣横目方江申出小横目共締方可申付事。

訳・毎年10月1日、平良5ヶ村中並び井戸を全て巡回し、掃除など不逞の者を摘発して書付を以て惣横目方へ報告し、小横目共に取締方を申し付けるべきこと。

一、村内ヨリ馬乗通候儀御禁止二候。諸方江用事之方村外迦ヨリ馬乗候様可申付旨、嚙役人江申渡置候。若相背者於有之ハ小横目并各見当次第則々申出役々子孫ハ五日寺入二準科米相掛、百姓并下人ハ科鞭五ツ可召行事。

訳・村内を馬に乗って通るのは禁止されている。諸方へ用事の者は村はずれより乗馬する様に申し付けるべき旨、管轄の役人に申し渡してある。若し違反する者があった場合には見つけ次第、小横目へ即時、申し出て、役人の子孫には5日の寺入に準じて科米を賦課し、百姓並び下人には科鞭五ツを執行すること。

一、河々之儀肝要成用水候処、間二簾忽取成置候処有之不宜候間、毎月朔日構之役人河々サラヒ候様嚙役人江申渡、若不締之儀有之小横目ヨリ於申出ハ其村役人五日之寺入二準科米可申付事。

訳・各井戸は重要な用水であるが、間々、簾(すだれ)を全て取り除いてある処があり宜しくないので、毎月1日、担当の役人は各井戸をさらう様、管轄の役人へ申し渡し、若しこれを守らず小横目から報告があった場合は、その村の役人は5日の寺入に準じ科米を申し付けるべきこと。

小横目勤方之事

一、平良五ヶ村小横目申付候ハバ在番并同筆者・頭・惣横目門迄礼二罷通候事。

附・勤星年中可相買事。

訳・平良5ヶ村の小横目を任命されたら、在番・在番筆者・頭・惣横目の門まで挨拶に参上する事。 附・勤務は年中継続すべき事。

一、平良五ヶ村小横目之儀、毎月朔日・十五日折目々々払徐見届、不払徐之方ハ小帳仕立置家内々々相記、小與座并惣横目江可申出事。

訳・平良5ヶ村の小横目は、毎月1日・15日の折目々々に掃除を確認し、掃除をしない者は小帳に家名々々を記して、小与座・惣横目へ報告すべき事。

一、諸村小横目代合之砌、百姓頭迦人より三人人躰相調部、寄書を以惣横目方江可申出事。

附 法外之者乍致見聞披露不申出、脇より露見有之候ハバ其科可申付候。

訳・諸村の小横目の交代の際は、百姓より3人、人柄を調べ、寄せ書きを以て惣横目に報告すべき事。

附・法外の者と知りながら報告せず、外部から発覚した場合には、その科を申し付けるべき事。

一、毎月十四日・廿九日、小横目共惣横目方罷出御法様之旨趣拜聞仕、左候而御法違有無之段首尾可申出事。

附・毎年四月廿九日、稲粟出来不出来之位付世振様子茂委細可申出事。

訳・毎月14日・29日、小横目共は惣横目の処に参り法律の趣旨を拜聞し、その後、法律違反の有無について経過・結果を報告すべき事。

附・毎年4月29日に稲・粟の生育・不生育の具合・実付きの様子なども詳細に報告すべき事。

一、毎月朔日・十五日折目々々、井川・道筋払徐下知方之事。

訳・毎月1日・15日の折りに井戸・道路の清掃を指示する事。

一、村中人家逢火事候時、早速立寄、放火・怪我・火之訳家主委細聞届、訳能々惣横目方江可申出事。

訳・村内で人家が火事に遭った時は、早速、立ち寄り、放火・怪我・火事の原因などを家主から詳細に聞き、原因を惣横目方へ報告すべき事。

一、風早之逢災殃作物致損失候ハバ委ク惣横目江首尾可申出事。

訳・台風・早魃の災害に遭い作物を損失した場合には、詳細に惣横目にその経過・結果を報告すべき事。

一、浦々江寄物有之候時、見届、惣横目方江首尾可申出事。

訳・海岸に寄物があった場合には、確認して、惣横目方へ経過・結果を報告すべき事。

一、喧嘩口論或怪我死或殺害或法外妨者或溢死溺死有之候ハバ見届、則々、惣横目方江首尾可申出事。

附・逢賊害候者ハ其段可申出事。

訳・喧嘩口論・怪我死・殺害・法を犯す者・溢死・溺死などがあった場合は、確認の上、即刻、惣横目方へ経過・結果を報告すべき事。

附・賊害に遭った者は、その旨、申し出ること。

一、百姓等作場往還之砌かたけ荷不致荷付馬乗通候者取締向之儀、各構之村々毎日走廻見当次第惣横目方江可申出事。

訳・百姓等が畑を往還する際に、肩荷をせず、馬に荷付けで乗り通る者の取締りの儀、各担当の村々を毎日巡回し、見つけ次第、惣横目方へ報告すべき事。

参考文献

『宮古島小与座公事帳』

『宮古島諸締帳（抄）』

『宮古島市立博物館紀要 11号（近世時代・各村の村役制度）』

（すなかわ・げんせい）